

愛知地方最低賃金審議会

第1回愛知県最低賃金専門部会議事録

令和2年7月29日（水）
午後2時00分～午後2時25分
名古屋合同庁舎第2号館3階共用大会議室

出席

- (公益代表委員) 服部部会長、中山（徳）部会長代理、小野木委員
(労働者代表委員) 木戸委員、重田委員、中塚委員
(使用者代表委員) 梶原委員、瀧谷委員、太箸委員
(事務局) 岡田労働基準部長、浅井賃金課長、高橋主任賃金指導官、
村瀬課長補佐、丹下賃金調査員

発言者・発言内容

村瀬課長補佐

愛知地方最低賃金審議会 第1回愛知県最低賃金専門部会を開催いたします。本日の委員出席状況ですが、9名全員ご出席いただいております。

本日は、第1回の専門部会でありますので、部会長および部会長代理が選出されるまでの間、事務局において進行させていただきます。

なお、専門部会の委員の皆様への辞令につきましては、お手元に配付しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

また、今後の審議会開催案内、本審と専門部会ですが、合わせて配付させていただいております。

本日の会議資料ですが、会議次第及び資料とセットになったものを1部、お配りしております。資料につきましては後ほど説明させていただきます。

続きまして専門部会の委員のご紹介となります。委員の名簿は資料のNo.1のとおりでございます。委員の方全員が本審の委員でありますので、この名簿をもってご紹介に代えさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきますが、最初の議題としまして、「部会長及び部会長代理の選出について」となっております。

部会長および部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項が準用する最低賃金法第24条第2項により、「公益を代表する委員のうちから委員が選舉する」との規程がございますが、当愛知局におきましては、従来から選出方法につきまして、公益委員の互選結果をご承認いただくのが慣例となっております。

したがいまして、今回もその方法で進めさせていただきたいと思いますが、ご承認いただけますでしょうか。

（全委員承認）

村瀬課長補佐

ありがとうございます。それでは、部会長および部会長代理につきましては、あらかじめ公益委員において、ご協議されておりますので、その結果を公益代表の小野木委員より発表をお願いいたします。

小野木委員

部会長及び部会長代理については、あらかじめ公益委員全員で協議した結果を発表いたします。部会長候補に服部委員、部会長代理候補に中山徳良委員となりました。

村瀬課長補佐

ただいまのご報告につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

(全委員承認)

村瀬課長補佐

ありがとうございます。それでは、部会長並びに部会長代理の席に名札を置かせていただきます。

(事務局で部会長、部会長代理の名札を机上に置く)

村瀬課長補佐

ご承認いただきましたので、部会長は服部委員、部会長代理には中山委員にお願いすることとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、服部部会長をご挨拶をお願いいたします。

服部部会長

部会長に選出されました服部です。これから審議を進めていくことになりますが、本年度は目安が出ないという、平成21年度ぶりの事態ですので、是非とも労使双方のご協力を得て、円滑に審議を進めたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

村瀬課長補佐

ありがとうございます。それでは以後の議事進行につきまして、服部部会長よろしくお願いいいたします。

服部部会長

以後の議事進行を担当いたしますので、ご協力お願いいたします。

早速ですが、本日の議事録の署名は、労働者側は中塚委員、使用者側は梶原委員、お願いいいたします。

では、議題（2）「愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会運営規程について」に入ります。事務局でご説明をお願いします。

高橋主任賃金指導官

それでは愛知県最低賃金専門部会運営規程について説明をさせていただきます。

本日の会議次第の後ろに付けております、3ページ目、資料No.2の愛知地方最低賃金審議会、愛知県最低賃金専門部会運営規程（案）をご覧いただきたいと思います。

愛知県最低賃金専門部会につきましては、毎年審議の都度、委員の推薦公示を行った上で委員の選任を行い、最低賃金の改正決定が終わった段階で委員を解任していますので、運営規程については毎年ご確認いただくことになっています。

運営規程第1条には、専門部会の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるものほか、この規程によるとしています。

第2条では、この部会の会議は、部会長が必要と認めたときに召集する。ただし、第1回会議については、部会長が選出されておらず、局長が召集するとなっています。

第4条では、部会長が会議の議長となって議事を整理するとしているほかに、第3項では、

部会長が必要と認めるときは委員でない者の説明又は意見を聴くことができるとしています。

第5条では、会議は原則として公開するとしています。ただし、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができます。

第6条では、会議の議事について、議事録を作成して部会長及び部会長の指名した委員2名が署名することとなっています。第6条の第2項では、議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合等には、議事録の一部又は全部を非公開とするとできるとされているほか、第3項では、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとしています。

第7条では、部会長は専門部会が議決を行ったときは、愛知地方最低賃金審議会長に報告することとなっています。

運営規程（案）の説明は以上です。

服部部会長

ただ今事務局から説明がありました運営規程に関しまして、何かご質問、ご意見等はありますか。

（ 質問なし ）

服部部会長

それでは、資料2の本専門部会運営規程（案）についてはご確認いただいたので、この（案）を取り、附則第1条の施行日を令和2年7月29日として、この運営規程により運営していくこととします。よろしいですか。

（ 全委員承認 ）

服部部会長

ありがとうございました。

それでは、議題（3）に移ります。「意見聴取に関する公示による意見について」です。本日、本専門部会の開催前に行った審議会本審におきまして、事務局よりすでに愛知県労働組合総連合 議長より提出された1件の意見書について、報告をいただいています。事務局より追加説明することはありますか。

浅井賃金課長

事務局としてはありません。

服部部会長

意見書の内容にかかるところにつきましては、今後の議題で触れていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

（ 全委員承認 ）

服部部会長

それでは、議題（4）「愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会の運営について」に入ります。

ここでは、本部会の公開、議事録の公開及び意見聴取について確認をいたします。

まず本専門部会の公開について意見を伺います。先ほどの資料2、運営規程第5条では、会

議は原則として公開とするとなっています。なお、これまで本専門部会では、金額審議に係る率直な意見交換をするために、会議は非公開としてきました。

本年度の取扱いについて、意見を伺いたいと思います。労働者側のご意見はいかがですか。

中塚委員

これまでどおりで。

服部部会長

使用者側のご意見はいかがですか。

梶原委員

昨年どおり非公開というかたちがよいと思います。

服部部会長

それでは例年と本年度も同様ということで、本専門部会は非公開といたします。

続きまして、専門部会運営規程第6条第2項、部会議事録の公開について意見を伺います。

昨年度まで、議事録は非公開とし、議事要旨のみを公開していました。この点につきまして労働者側のご意見はいかがですか。

中塚委員

こちらにつきましても従来どおり。

服部部会長

今まで通りですか。使用者側のご意見はいかがですか。

梶原委員

同様に昨年通りでお願いします。

服部部会長

これにつきましても、例年どおり議事録は非公開とし、議事要旨のみ公開とします。

次に、意見聴取について、ご意見を伺います。

先ほどの資料2の運営規程、第4条3項では、専門部会は部会長が必要と認めるときは、委員でないものの説明又は意見を聞くことができるとなっています。事務局から先ほど説明があったように、意見書において意見陳述の要望が出されています。このことを踏まえて、ご意見をお願いいたします。労働者側委員、いかがですか。

中塚委員

先ほどの発言同様、意見陳述の必要はなしということでお願いします。

服部部会長

必要なしでよろしいですか。続いて使用者側委員、いかがですか。

梶原委員

特に必要なしでよろしいかと思います。

服部部会長

それでは本年度も、当専門部会において意見聴取は行わないことといたします。ご了解ください。

続いて議題（5）「令和2年度愛知県最低賃金の改正について」に移ります。審議に入る前に事務局から本日の配付資料のご説明をお願いいたします。

高橋主任賃金指導官

本日の資料5ページ目、資料3は令和元年度における全国の地域別最低賃金の改定状況を示した一覧表となっております。中央最低賃金審議会目安制度のランク順に並べているものです。

次に7ページ目の資料4は愛知県が取りまとめ、今月3日に発表した2020年春闘結果の分析です。

資料の説明は以上です。

服部部会長

ただ今の説明に関しまして、何かご質問、ご意見等はありますか。

（質問なし）

服部部会長

よろしいですか。

それでは議題に関しまして、現時点において愛知県最低賃金につき、労働者・使用者側双方の基本的な考え方を伺います。まずは労働者側委員、いかがですか。

中塚委員

目安賃金決定というところですが、労働者側としてはスタンスとして3点掲げています。最低賃金法、また労働基準法、日本国憲法等に記載のある「生活を営むことのできる水準への引上げ」。さらに現下の情勢の中で経済を下支え再生するために、政策を総動員する必要がある中で、労働者の生活の安定を実現するためにも個人消費を喚起し、国民経済を健全な発展につなげていくための最低賃金の水準。または中央審議会で示された、現状水準の維持というところにつきましては、決して0円ということではなく、経済の情勢、また雇用、地域間の格差縮小も関したうえで、真摯な議論を積み重ねていきたいと考えています。これらを含めたうえで、労働者側の主張ということで述べさせていただきたいと考えています。

まず1点目としては、これまで積み重ねてきた賃上げの流れを止めるべきではないということです。これまで続くデフレ経済からの脱却のために、政労使会議においても3者でこの賃上げの重要性を確認し、最低賃金の改善を続けてきました。この流れを断ち切ることは、デフレ回避の流れを止めることにもつながり兼ねないということでもあります。加えて今回の影響がグローバル経済の分断にも影響があったということを鑑みれば、日本また愛知の経済再生には内需の拡大が必要不可欠であると考えています。労働者の消費マインドは非常に落ち込み、労働者の生活の不安また雇用の不安というところを抱えるなかでも、現下の情勢を一丸となり乗り切るためにも、社会安定のセイフティネットを促進することが非常に重要であると考えておりますので、最低賃金の引上げはその重要なメッセージになると考えております。

次に2点目としては、現在の水準が最低賃金法第1条に記載がある目的を満たしているのかという観点での議論が必要だと考えています。現在の926円で年間2000時間働いたとしても、年収は200万円以下であり、ワーキングプアの目安には至っていないというところです。最低生活可能な賃金水準を担保することと同時に、労働の対価としてふさわしい水準に向けて愛知県の様々な市を見ながら、絶対水準の判断が必要になってくると考えています。

次に3点目としては、今年度の春季生活闘争におきまして、連合としては分配構造の転換というところをキーワードに取り組みを展開し、愛知県全体で47%の組合で賃上げが行われています。そのうち300人以下、中小労組にあたる企業においては50%を占める結果というところです。また、同一労働同一賃金、この法施行の対象となるのが、有期短時間契約等で働く方に深く関わる部分も多くあると思います。そういう方たちが最低賃金近傍で働く方が少な

くないことが見込まれますが、連合も春闘においては各産別の取り組みによって、前年に引き続き時給の引上げの回答も多く出ているという部分もあります。実態面でも待遇改善が進められている部分もあります。この整備に加えて最低賃金を働きの価値に見合った額へ引き上げていくことは、この同一労働同一賃金、実現の流れを社会全体で後押しすること、そして愛知県労働者の4割を占める有期短時間契約等で働く労働者のやりがいの向上でしたり、生産性の向上につながるものだと考えています。

次に4点目としましては、新型コロナウィルスの影響についてです。世界経済、日本経済含めて、厳しい環境にあるということは私たちも当然理解をしているところです。一方で賃金は労働者の生活の糧でもありますので、最も重要かつ根源的なものであります。全ての働く者の生活ができる水準を確保し、現在の情勢の中でも国民生活を守り経済を再生するためには、この最低賃金で底上げを図ることが重要だと考えています。

5点目としましては、中央最低賃金の公益見解でもありましたが、賃金の引上げに向けては前向きに取り組むことを通じて、将来の安心の確保、また消費の拡大につなげるということ、そして経済の好循環の継続、拡大させることや、非正規雇用労働者の待遇改善が社会的にも求められていることが1番手に掲げられていました。また地域間格差の縮小についても触れられています。愛知県が労働として抱えている課題には、人手不足でしたり若者の東京圏への流出があげられています。地賃Aランクの中でも格差はまだまだ大きく感じられますし、最低賃金の引上げ、そして地域間格差の解消と国内外も含めた、人を呼び込める魅力ある大都市圏へつなげるためにも、この最低賃金の引上げは非常に重要なことだと考えています。

最後に、私たち労働者側委員としましては、地域別最低賃金の金額近傍で働く労働者が安定した生活ができる水準を設定すべき、という主張であり、個別企業の業績を無視するというものではありません。様々な現場を熟知しておられる皆さんと真摯な議論を積み重ねて、誤りのない解を出していきたいと考えていますのでよろしくお願ひいたします。以上です。

服部部会長

引き続きまして、使用者側委員、いかがですか。

梶原委員

中賃の方から出されました答申、目安につきまして、今年は「0」と。目安が出されないとということですが、ここで書かれています公益見解というのは、関心をもって理解しておりますので、こういったことを踏まえて、我々としても当地の状況を踏まえて議論をしていきたいと思っております。

これまでのここ数年の最低賃金の引上げにつきましては、申し上げるまでもないのですが、政府の方針ということで大幅な引上げが実施されています。それは3%を超える引上げで、経済の成長率の実態を超えた、企業の経済成長を超えた引上げが実施されたということもありますので、ここ数年特に中小企業はそれに対応するということだけで、かなり大きな力を使ってきました。そのような状況の中で今回のコロナという状況を踏まえますと、今年の最低賃金の引上げについては、中央でも主張されていましたとおり、昨年と同様の金額で据え置くべきだというものが我々の基本的な考え方ということです。

そもそも最低賃金につきましては、法律で定められています、生計費、労働者の賃金、それから企業の支払い能力、この3要素で決めるということになっていますけれども、今年は雇用が1番重視されているということですので、今年については企業の賃金の支払い能力を1番重要視したうえで決定すべきではないかと思っていますので、それが今年は最低賃金の引上げはしないという結論となっています。

実際この愛知県、当地の雇用、それから経済情勢、状況判断そういういた倒産状況、そういう指標を見ましても、かなり悪化している、先行きも非常に厳しいというような状況の数字が出てきますので、そうした状況を踏まえれば、今申し上げたような結論になるというのが我々の基本的な考え方であるということです。以上です。

服部部会長

ただ今労使双方の立場を代表しての意見表明がございましたが、意見・質問等はありますか。

(特になし)

服部部会長

特に現時点ではないですか。

本日は本年度における愛知県最低賃金の改正審議に向けた労使双方からの基本的な意見を
いただいたところです。

次回の専門部会時には、さらに具体的な審議に入っていく予定ですので、労使協力のもとに
円滑な審議がなされますよう、ご協力をお願ひいたします。

次に議題（6）「その他」についてです。各委員のみなさま、何か議事はありますか。

(特になし)

服部部会長

事務局からの説明、連絡事項等ありますか。

高橋主任賃金指導官

次回、愛知県地域別最低賃金 第2回専門部会の日程を申し上げます。7月31日金曜日午
前11時から、場所は2階北大会議室になります。よろしくお願ひします。

服部部会長

2日後の午前11時からです。全体の今日の議事について、何か質問等はありますか。

(質問なし)

服部部会長

ないようですので、これで本日の審議を終了といたします。皆様ご協力ありがとうございました。

(署名欄)

部 会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員

(服部委員)

(中塚委員)

(梶原委員)

令和2年7月29日 第1回専門部会 議事録